



公益社団法人自由人権協会
〒105-0002 東京都港区愛宕 1-6-7 愛宕山弁護士ビル 306 号室
TEL:03-3437-5466 FAX:03-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/

JAPAN CIVIL LIBERTIES UNION
306, Atagoyama Bengoshi BLDG. 1-6-7, Atago, Minato-ku, Tokyo 105-0002, Japan
TEL:+81-3-3437-5466 FAX:+81-3-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/

2014年12月8日

公益社団法人自由人権協会

代表理事 喜田村洋一

同 紙谷 雅子

同 三宅 弘

特定秘密保護法の廃止を求める声明

特定秘密保護法の施行は、政府保有情報への市民のアクセスをより強固にしようとする世界の潮流に反する愚挙であり、ここに強く抗議し、あらためて同法の廃止を求める。

当協会は、これまで、特定秘密の保護に関する法律が市民の知る権利を不当に制約するものであり、自由権規約19条や国家秘密に関する国際的準則であるツワネ原則をも逸脱するものである点を指摘し、強く反対してきた。2014年12月10日に同法の施行が予定されているが、あらためて同法の廃止を求めるものである。

そもそも民主主義国家にあつては、国の情報はすべて主権者たる市民のものであり、公開が原則である。即時の公開が困難な秘密があつても、将来の公開は義務づけられなければならない。秘密が蔓延し情報が流通しない国では、政治についても社会の重要課題についても、市民は適切な判断ができない。

日本では、以前から、国家公務員法、自衛隊法、MDA秘密保護法等、国家秘密を指定しこれを漏らす者を罰する法律が存在し、そのほかに、法律によらないまま各行政庁が事実上の「秘密指定」をするしくみがある。しかし、これらの「秘密」の指定や解除について実質的な民主的統制を及ぼす制度はなく、情報公開制度の不十分さと相まって、政府の恣意的な運用が放置されてきた。今回施行を予定している特定秘密保護法は、これまでの秘密保護法制を改善するものではなく、もつぱら、政府が秘密を「秘匿」するための制度である。すなわち、①市民には政府の情報にアクセスする権利があるという前提が確認されないまま、広範な対象が秘密とされている。②秘密指定は行政機関の長に委ねられ、その指定をチェックする実効性のある第三者機関はない。③秘密指定の有効期間は原則30年を限度とするものの、その後も30年の延長が可能であり、第三者機関や市民が解除を求める制度は保障されず、公文書管理制度の不完全さとあいまって、秘密指定期間中に文書の保存期間が満了し開示されないまま廃棄される可能性も大きい。

④秘密を漏えいすることのみならず、市民を含めて漏えいを教唆・共謀・扇動するだけでも処罰の対象となっており、市民の知る権利に奉仕するメディアも例外ではない。⑤刑罰は上限が懲役10年であり極めて厳しい。昨年来指摘されてきたこれらの問題点は、法案段階から今日の施行直前の段階に至るまで取り除かれていない。

しかし、世界は、政府の持つ情報を市民に開示する方向に向かっている。

日本も批准する国際人権規約の解釈基準では、メディアが政治に関する情報にアクセスできる権利、及び一般大衆がメディアの発信を受け取る権利を含む公的機関の保有する情報へのアクセス権が市民に保障されており、例外的に制約が許される場合であっても、制約しなければならない根拠となる脅威の性質、制約のために講じた特定の措置の必要性と必要の程度の大小に応じた規制であるという比例性を、具体的かつ個別に示さなければならないとされている（規約人権委員会ジェネラルコメント34）。また、国家秘密に関する国際準則であるツワネ原則も同様の前提に立ち、アクセス権を制約する場合には、制限の正当性を示す義務は、情報の非開示を求める公的機関にあるという。

さらに、規約の解釈基準では、知る権利の制約となる法律がある場合でも、その法律を国の安全を脅かさない正当な公益に関する情報公開を抑圧するために使うことも、情報を発信したことを根拠にジャーナリストや研究者、人権活動家等を起訴するために使うことも規約の趣旨に違反するとしている。ツワネ原則も、公務員以外の者が秘密を入手して暴露しても制裁を科さないこと、公務員以外の者は情報を求めたり入手したりした事実を理由に共謀その他の容疑で訴追されるべきではないことを準則に挙げている。

このように、世界では、人権を守るためには政府の監視が必要であり、政府の監視のためには政府の情報の入手が不可欠であるとの教訓から市民のアクセス権を保障し、情報の入手と伝達がジャーナリストらによって担われている現在の社会状況の認識を前提に、市民が政府の持つ秘密を監視し民主的にコントロールする方策を模索している。

このような時代に、本来市民が持つ政府の情報を知る権利を特定秘密保護法が制約するものであるとの認識を欠くまま、政府は保有する秘密を守ることを自己目的化して、問題点を根本的に是正することなく、同法を施行しようとしている。

特定秘密保護法の施行は、自由と民主主義に高い価値を認め、政府のもつ情報に対する民主的コントロールを強めつつある世界の潮流に背を向けた愚挙というほかなく、ここに強く抗議し、あらためて同法の廃止を求める。

以上